

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号 12-2

許認可等の内容		敷地等と道路の関係の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第43条第2項第2号
審査基準	関係条項	省令第10条の3
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年5月1日設定（平成30年9月25日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成24年2月10日設定（ 年 月 日最終変更）